

移動等円滑化取組計画書

令和2年6月30日

住 所 東京都江東区青海 1-2-1  
事業者名 東京臨海高速鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 浅川英夫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客設備および車両等の整備に関する事項

- ① ホームドアは、2018年度に国際展示場駅、2019年度に大井町駅で運用を開始している。今年度より天王洲アイル駅の整備に着手し、2022年度までに3駅へ導入を進める。また、ホームドア整備に合わせ、視覚障害者誘導用ブロックを改修する。その他の駅ではホームドア整備にあたり、ホーム上の通行に必要な最低幅が確保できていない箇所や、ホームドアの荷重を支えるための補強が必要な箇所等の課題があるが、検討を進め、整備を促進する。
- ② エレベーターによる1ルート整備は、全駅において達成している。今後、複数ルート整備にあたっては、スペース・構造等の課題を踏まえて引き続き検討する。
- ③ 車両については、現在車椅子スペース等が設置されているが、今後新型車両の導入にあたっては、さらに移動等円滑化を促進させるための取組を行う。
- ④ 車両とホームの段差、隙間対策については、各駅の実態調査の結果を踏まえ、各駅の一部の隙間対策を進めるとともに、今後も順次対策の拡大を図っていく。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項

- ① 乗降介助が必要なお客様に円滑に乗降いただけるよう、当社線各駅はもとより、直通先のJR埼京線との連携を充実させる。
- ② あらゆるお客様にとってわかりやすく便利な案内サイン等を充実させる。
- ③ 駅社員を中心に、障害者の接遇に関する民間資格の取得や研修受講等を促進する。

## II 移動等円滑化に関する措置

### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
新木場駅、東雲駅	りんかい線の各駅においては、バリアフリールート確保や多機能型トイレの設置等により移動等円滑化基準を満たしている。さらに以下の取組を実施し、移動等の円滑化を図っていく。  旅客用化粧室に音声案内付触知案内板を設置し、オストメイト設備を備えた多機能型トイレを増設する。(2020年度)
東京テレポート駅	ホームと改札階を結ぶエレベーターを増設し、既存エレベーターを大型化する。(2020年度) 有人改札窓口のオープンカウンター化(ローカウンター設置、通路拡幅)を実施する。(2020年度)
天王洲アイル駅	ホームドアを整備する。(2020～2021年度)
各駅	車両とホームの隙間対策に一部着手する。(2020～2021年度)

### ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

### ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
案内サインの充実	各駅において必要な案内サインの設置、改修を実施する。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者の接遇に関する民間資格の取得促進	おもてなしの心と安全な介助技術を学ぶ「サービス介助士」の資格を駅社員中心に取得、更新させる。(2020年度)

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

各社協力の「声かけ・サポート」運動を推進する。
-------------------------

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、車両とホームの段差・隙間対策を除いて、当社の中期経営計画等に位置付けられている。
--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。